

宮崎県スポーツ少年団 延岡市ブロック大会補助金交付要項

(1・目的)

宮崎県スポーツ少年団 延岡市ブロック大会開催経費に係る補助金の交付基準を下記のとおり定める。

(2・補助金交付先)

延岡市スポーツ少年団本部規約に定める登録団体のうち、宮崎県スポーツ少年団 延岡市ブロック大会を開催する団体

(3・補助対象経費・単価基準)

科 目		単 価 基 準
報償費 (謝 金)	審判員謝金	上限1日2,000円
	補助員謝金	上限1日1,000円
交通費	交通費の実費(ブロック大会実行委員会会議旅費のみ)	
借用料	会場使用料	
消耗品費	競技用物品(ラインテープ、用紙、筆記用具、石灰等)、熱中症予防対策飲料(お茶・ポカリスエット等。ジュース類は対象外。)	
	トロフィー・盾・メダル代	上限10,000円
通信費	切手代	
印刷費	プログラム印刷代	

(4・補助金交付手続き)

(1) 開催団体は、大会開催前に次の書類を提出する。

項 目	提出期限	内 容 等	様式番号
交付申請書	月 日	①交付申請書	第1号
		②収支予算書	第2号
請求書	同 上		第3号

(2) 補助金は、前払いにより交付する。

(3) 開催団体は、大会開催後に次の書類を提出する。

項 目	提出期限	内 容 等	様式番号	
実績報告書	大会開催後 10日以内	①実績報告書	第4号	
		②収支決算書	第5号	
		③領収書	県補助分	別紙1 審判謝金
			〃	別紙2 補助員謝金
			体協補助分	別紙3 審判員補助員報償費
県補助分	別紙4 飲料費等 (熱中症予防対策飲料) ※弁当代は経費対象外			
県補助分	別紙5 トロフィー・盾等			

(5・補助金の清算)

補助金は、収支決算書に基づき次により清算するものとする。

清算結果	清 算
支出の決算額が申請額を下回った場合	下回った金額を返納する
支出の決算額が申請額を上回った場合	追加補助はしない

附 則

この要項は、平成29年度から適用する。